動物愛護管理基本指針の改正に向けて

1. 改正の必要性

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針 (平成 18 年環境省告示第 140 号。以下「現行指針」という。)において、「策定 後概ね 5 年目に当たる平成 30 年度を目途として、その見直しを行うこと」とさ れている。

指針の見直しに向けて、動物愛護管理行政事務提要や動物愛護管理法の施行 状況調査等による点検結果の内容等を踏まえ、平成29年3月~平成30年10 月に開催した中央環境審議会動物愛護部会(第44回~50回)における検討を 経て、平成30年12月に「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について(論 点整理)」(以下「論点整理」という。)がとりまとめられた。

今般、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号。以下「改正法」という。)」が公布されたところであり、改正法の趣旨及び論点整理の内容を踏まえ、基本指針について所要の見直しが必要。

2. 計画期間

令和 12 年度までの 10 カ年計画 (5 カ年ごとに更新)

※ 基本指針に即して、都道府県が策定することとされている動物愛護管理推進計画は、基本指針との体系的な整合性を確保するため、原則として、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間を計画期間とするが、必要に応じて中間目標を定めることができる。

3. 構成・記載項目について

- ○基本構成については、現行指針を踏襲する。
- ○第2 今後の施策展開 2) 施策別の取組における記載項目については、 拡充・修正内容を踏まえ、所要の修正を行う。
 - ・①普及啓発→普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成
 - ・②適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保→適正飼養の推進 による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進
 - ・⑧災害時対策→災害対策

4. 改正に当たって考慮すべき点

(1)動物の愛護及び管理の基本的考え方

世論調査等から把握される社会構造や国民意識の変化を踏まえ、動物愛護管理をめぐる状況や課題全体を俯瞰する中で、近年の動向等について簡潔に示す

とともに、個々人の動物に対する考え方は、多様であることを前提に、「人と動物の共生する社会」の実現に向けた将来ビジョンをどの様に形成していくのかについて、中長期的な観点から基本的な考え方と方針を記載する。

(2) 今後の施策展開の方向

1) 基本的な視点

改正法の趣旨と論点整理の内容等を踏まえ、法に示された基本的考え方を 展開するための4つの基本的な視点において、以下の観点に留意して記載す る。

- ① 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進 動物に対する多様な考え方がある中での社会規範としての動物の愛 護及び管理の考え方
- ② 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ 動物愛護管理分野の政策における長期的視点の重要性とこれを支え る根拠に基づく政策立案(EBPM; Evidence Based Policy Making)の 考え方
- ③ 関係者間の協働関係の構築 多様な主体の連携・協働の進め方
- ④ 施策の実行を支える基盤の整備 地域の実情を踏まえた自治体の施策の実施体制のあり方(国と自治 体の役割分担、行政とボランティア・民間団体等の連携と役割分担)

2) 施策別の取組

今後10年間に実施が図られるよう努める施策として以下の事項を記載

①普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

- 所有者が遵守すべき責務規定が明確化されたこと等を踏まえ、関係 団体と連携し、より一層の普及啓発を推進【改正法第7条】
- 動物との触れ合い事業を含む動物の展示利用における動物の取扱い に関する基本的な考え方を整理・検討【附帯決議 4】【論点整理 P105, 3.動物を展示(触れ合いを含む)に利用することについての考え方の整 理】
- 国民の動物に対する考え方は多様であることを前提に、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範の態様について、中長期的に検討【論点整理 P98,1. 社会規範となる動物の愛護と管理の考え方の形成】【附帯決議 13】

②適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進

- 改正法を踏まえた適正飼養の更なる推進【改正法第7条、第37条】
- 不適正飼養に起因して周辺の生活環境が損なわれている場合や虐待

のおそれがあると認められる場合に、報告徴収・立入検査が可能となったことを踏まえ、自治体の指導、監督の強化等に向けた環境整備【改正法第 25 条】

- 所有者不明の犬猫について、自治体が引取りを拒否できる場合が規定されたことを踏まえ、新たな引取数、殺処分率又は数の削減目標を設定【改正法第35条】
- 中長期的な視点に立ち、終生飼養の趣旨の適正な理解の下、地域の 実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理するとともに、必要な普及 啓発等の取組を推進【論点整理 p10,1. 犬猫の引取りのあり方、p22, 2. 殺処分と譲渡の考え方、p47,1. 適正飼養と不適正飼養】
- 殺処分の3区分の考え方に基づき、透明性をもって、犬猫の殺処分数の削減を戦略的に推進【論点整理 p22, 2. 殺処分と譲渡の考え方】
- 愛護動物の殺傷、虐待等に係る罰則の強化、獣医師による虐待の通報の義務化を踏まえ、遺棄及び虐待の防止に向けた取組の強化、警察との連携のより一層の推進【改正法第25条、第41条の2、第44条】
- 適正な団体譲渡の推進に向けた現状・課題の整理と対応策の検討【改正法第21条の5を準用する第24条の4】【論点整理p31,(3)譲渡の促進の課題(譲渡適性を考慮した譲渡の促進)】
- 返還・譲渡の促進に向けた施設整備の推進

③動物による危害や迷惑問題の防止

- 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合が規定されたことを踏まえた地域の実情に合わせた対策・対応の必要性【改正法第35条】
- 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、そのあり方に関する検討と適切な情報発信を推進【論点整理 P14,1 (2) 所有者不明の犬猫の引取りの課題】【附帯決議9】
- 生活環境被害の防止や犬猫の健康・安全の保持の観点から、所有者 や占有者のいない犬猫に対する無責任な餌やり行為が望ましくないこ とについて普及啓発を強化【論点整理 P47.飼い主責任のあり方】
- 特定動物の愛玩目的での飼養・保管の禁止、特定動物の交雑種の規制対象への追加を踏まえ、改正法の周知と遵守をより一層推進【改正法第 25 条の 2、第 26 条】
- 多頭飼育の状況を勘案し、地方公共団体の福祉部局等との連携強化による周辺の生活環境の保全等に係る措置のあり方について検討【論点整理 P56,3.多頭飼育問題】【改正法第41条の4】【附則第9条】

④所有明示(個体識別)措置の推進

- 販売される犬猫へのマイクロチップ装着、所有者情報の登録等の義務化を踏まえ、遺棄の防止や返還の促進を図る効果的な制度運用について検討【改正法第39条の2~26、改正法附則第5条、第10条、附帯決議11】
- 義務化の対象外の犬猫の所有者に対し、引き続き、マイクロチップ を始めとする所有者明示の必要性に関する意識啓発を推進

⑤動物取扱業の適正化

- 動物取扱業者の更なる適正化のため遵守基準の具体化や勧告・命令 の権限強化等、新たな規制を着実な運用
- 都道府県等による動物取扱業者に対する周知や指導・監視の強化、 実効性の担保のための国の支援を検討【論点整理 P68, 1. 適正な飼 養管理の基準のあり方】【論点整理 P92, 5. 第一種動物取扱業と第二 種動物取扱業】【附帯決議1、2、5】
- 動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上に主体的に取り組むことで、ペットがもたらす効果・効能等を考慮した人とペットが共生する社会の形成を促進【論点整理 P96, 6 動物取扱業者や業界団体の主体的な取組の促進】

⑥実験動物の適正な取扱いの推進

- 「3 Rの原則」(代替法の活用: Replacement、使用数の削減: Reduction、苦痛の軽減: Refinement)、飼養保管等基準の周知及び遵守の関係機関への徹底並びに国民に向けたわかりやすい情報発信【論点整理 P113、(1)実験動物】
- 改正法附則において、①実験動物を取り扱う者等を動物取扱業者に 追加すること等、②代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正 な利用のあり方についての検討が盛り込まれたことを受け、現行の機 関管理体制についてレビュー【改正法附則第8条第1項、第9条第3 項】

⑦産業動物の適正な取扱いの推進

- 国際的な動向、関係法令との整合性、我が国の実状等を踏まえ、産 業動物の飼養等のあり方を検討
- 地方公共団体の畜産部局等との連携強化が盛り込まれたことから、 関係省庁と連携して、効果的な連携強化のあり方について検討【改正 法第41条の4】

○ 関係省庁の協力を得ながら、産業動物の飼養保管基準の内容等について周知、遵守を徹底する効果的な方法について検討・実施【附帯決議 12】

⑧災害対策

- 地域の特性に応じた平常時の準備(ペット連れ防災訓練の実施を含む)、事業者、飼い主等への周知等の必要な体制の整備を推進
- 地域の実情に応じて適切な対応がとられるよう、地域防災計画等に おける動物の取扱い等に関する位置づけの明確化、ペットの一時預り、 ペット連れ被災者への避難所、仮設住宅、復興住宅等での対応等に係 る体制整備を推進
- 他自治体や民間団体と連携した広域的な協力体制整備の推進

9人材育成

○ 改正法で規定された動物愛護管理行政担当職員の拡充を踏まえ、研修等による自治体職員の人材育成の支援、関係地方公共団体等における協議会の設置や動物愛護推進員の委嘱等を推進【改正法第 37 条の 3、第 38 条】【附帯決議 2、6】

⑩調査研究の推進

- 動物虐待等の該当性の客観的な判断に資するよう、事例の集積及び それらの分析・評価を実施【論点整理 P53,2. 虐待・遺棄等の対応強 化】【改正法第 41 条の 2、第 44 条】【附帯決議 6】
- アニマルウェルフェアの考え方と海外における具体的な制度・運用について、各国の文化的・社会的背景等を含めて情報収集を行い、動物愛護の考え方、課題、留意点等について整理【論点整理 P104, 2.動物愛護とアニマルウェルフェア】【附帯決議7、13】
- 関係機関の協力を得ながら、諸外国等における脊椎動物の苦痛の感受性に関する調査研究や制度・運用の事例等について背景事情を含めた情報収集を行い、そのあり方を整理【改正法第40条第3項】【論点整理 P28, (2) できる限り苦痛を与えない殺処分の方法】【附帯決議13】